

生駒市人権施策審議会会議録

日 時 平成23年10月11日(火)
午後1時30分～午後3時
場 所 市役所4階 403・404会議室
出席者 委員 伊賀委員、奥田委員、兒玉委員、玉井委員、丹羽委員
柏本委員、野田委員、若杉委員

事務局 新谷市民部長 上田人権施策課長 金水人権施策係長
関係職員 真銅職員課長補佐

※会議公開(傍聴者 1名)

配付資料

- ・会議次第
- ・資料11 生駒市行政組織条例
- ・資料12 生駒市行政組織規則
- ・資料13 生駒市事務専決規定
- ・資料14 生駒市行政組織図(平成23年4月1日現在)
- ・資料15 生駒市職員の職の設置に関する規則
- ・資料16 生駒市職員採用規程
- ・資料17 人事行政の運営などの状況をお知らせします
- ・資料18 平成23年度生駒市職員採用試験のお知らせ

審議事項

案 件

- (1) これまでの審議の整理について
- (2) その他

【会議の内容】

(事務局)

(関係課の職員の同席の報告)

(会長)

傍聴を求められている方が1人おられますので、傍聴を許可したいと思います、よろしいですか。

(全委員)

はい。

(会長)

それでは、傍聴を許可します。

それでは、これまでに続いて、前回、意見発表していただく予定であった委員から、意見発表していただいて、前回、発表していただいた委員からも意見発表があったので、今回発表していただく委員の報告に即して、少し前回の意見はこうだということで、共通の認識を出来るだけ把握しておきたいと思いますので、まず、今日、発表していただく委員

から、紹介していただきましょう。

その意見交換をした上で、出来れば今日は、生駒市における人事の現状を紹介いただいて、それで、どういう権限がそれぞれの役職にあるのか、その権限の根拠は法令なのか、市長の特別委任なのか、それぞれ制度とか趣旨とかが違うように思います。昇格の問題と、それと横広で職員の業務はどういう幅を持っているのか、その実態もこれまでの事件を踏まえて聞いて行こうと考えていますので、最後まで行けるとは思いません。まあ、走りくらいということになりますが、そういうことで審議をしていきたい。

それでは、今日発表していただく委員から意見をお願いします。

(委員)

前は、申し訳ありませんでした。

改めて、今日なのですが、生駒市における外国籍公務員についてということで、少し、まとめてみました。積極説で私は行きますと手を挙げたものの、どこに根拠があって、どこがどうなっているのか、さっぱり分からないような、何ら私見を持たないような、いろいろ自分なりに調べてみました。

まず、インターネットで国籍条項なるものを検索してみると、レジュメの一番、最初に出された国籍条項が撤廃されている府県ということで、いろいろ出てきます。奈良県も挙がっていました。もうひとつ特筆しておきたいのが、2000年の4月10日の川西市では、外国籍職員が、これは管理職に当たると思うのですが、副主幹に昇進しましたという部分がかけていました。でも、具体的なことは公表されないでしょうし、お答えいただけないかもしれません。それと、インターネットというのは、どこまで信じていいのかというのは分かりませんが、そういう記載があったというのは事実です。

それに二つ目に具体的な平成23年度の公務員採用試験ということで出されている部分の中から、もちろん国籍条項がどうなっているのかということを見てみたところ、もちろん、国家公務員のⅠ種、Ⅱ種は国籍条項ありなのですが、分かった範囲内で国籍条項なしのところなのです。福井県勝山市、兵庫県21市の中で加古川市と姫路市は未確認です。申し訳ありません。私の資料に入っていますが、削除しておいてください。そこに関しては、まだ分かりません。ただこの中で川西市と猪名川町は、消防職に関しても国籍条項を外しているようです。よく消防職に関しては、やはり、国籍条項を置くところが多いようなのですが、猪名川町と川西市は、消防職も国籍条項を外すということをしているようです。それから、神戸市は実は国籍条項はあるみたいなのですが、事実として、一応載せているけれど、応募があった場合には採用があるという、事実としては採用がある。

ただし、国籍条項を外している項目は、最近では設けられているようです。というのが、神戸市の状況です。それから、愛知県と愛知県下のすべての自治体と、これは川崎市だとか蒲郡市なんかも国籍条項がないようです。それから、松坂市、三重県ですよね、それと奈良県と大和郡山市、御所市、奈良市、天理市、香芝市、生駒市、生駒市は確か平成9年度から外されているという話だったと思うのですが、もっとあると思うのですが、この辺りが国籍条項が無かったということです。それで、国籍条項は無いのですが、「一部採用に制限がある」という説明文が載っています。これも、皆さん、先刻ご承知だと思うのですが、公務員に関する基本原則に基づき、「公権力の行使」又は「公の意思形成への参画」に該当する職務に就くことはできませんので予めお知らせしますということで、その任用についての一部制限という形での文章があるというのが多いようです。ここに言う公務員に関する基本原則というのは、逆に言うと、お聞きしたいのですが、当然の法理と言うことなのですかね。そういうことを、ちょっと思ったのですが、それは、こういった状況を見ると、全国的な形での国籍条項撤廃という形へ刻々と変化していると感じています。

生駒市もちろん、国籍条項無しなのですが、生駒市の採用試験そのものを見てみますと、平成22年度、23年度における採用試験の受験資格の説明文に、やはり、他の自治体と同じように日本国籍を有していない職員については、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる公務員になるためには、日本国籍を必要とするという公務員の基本原則に基づき、任用される職員には一部制限がありますという記載があります。

ただ、この一部制限という部分というのは、とてもひっかかりのある言葉なのですが、一部制限という中に、任用という言葉がなかなか捉えにくいと思うのですが、任用というのは、任用される職務には一部制限があります。これは昇任が制限されているという意味なのか、就ける仕事に制限があるという意味なのかは、何か解釈する側が、捉え方に違いがあると思うのですよ。ぱっと見た時に、普通、どっちに読むのかな、両方を思いつう方がほとんどだと思うのですが、任用される職務には一部制限があると言われると、就けない仕事はあるけれども、昇任に関してはどうなのだろうと、ふと思うような気がするのです。

それで、国際的な動きというのは非常に気になるところで、関連法規を見てみました。もちろん、世界人権宣言の中の第23条の第1項で「すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。」ということだとか、国際人権規約の中なのですが、第6条の中で「この規約の締約国は、労働の権利を認めるものとし、この権利を保障するため適当な措置をとる。この権利には、すべての者が自由に選択し又は承諾する労働によって生計を立てる機会を得る権利を含む。」ということで、もちろん日本が関連している、世界人権宣言、国際人権規約では、何ら制約を受けないような条文が載せられてはいるのですが、「権利として、職業の選択の自由があり、保障されている。」と。国際的にも認められている、もちろん、日本でも保障されているという流れがあるのですが、生駒市の場合はどうかという、以前いただいた2005年12月の生駒市人権施策に関する基本計画というのがありました。その中の第2章 人権施策の推進方向、1 人権教育・啓発の推進、(2) 人権啓発の推進、その中でも特に企業への人権啓発というところに、こんな文章がありました。「企業が社会的責任を自覚し、就職の機会均等を保障した公正な採用と社会の構成員として人権に配慮した対応が図られるように一層啓発に努めます。」

それから、第3章の分野別人権施策の推進、6の外国人のその中でも、オの就職の機会均等の確保というところに「国内で生活基盤を確立するためには、就労の機会均等の確保が重要です。就労可能な外国人に対して、不当な取り扱いがなされることのないよう事業主などに正しい理解と認識を求めるとともに、関係機関と連携を図り就労の機会均等の確保に努めます。」というように言っています。生駒市が人権施策に関する基本計画の中で謳っている二つの文章、つまり企業に対して、企業への人権啓発、あるいは外国人の就職の機会均等を確保するために謳った文章であるわけなのですが、それと、もうひとつ、平成12年12月に出されました人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の第5条、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」。もちろん、これに則った形でさきほど一番、最初に言いました2005年12月、人権施策に関する基本計画があるわけなのですが、この条文を併せて考えますと生駒市は、生駒市自ら定めた生駒市人権施策に関する基本計画に即し、就職の機会均等を保障した公正な採用と社会の構成員として人権に配慮した対応を図り、なおかつ不当な取り扱いがされることのないように実施する責務を自らに課すということが生駒市自身に必要なのかもしれないということを思いました。ということで、採用されることに関して昇任に一部制限が盛り込ま

れているとは言え、任用に関して一部制限等というものが、かなり解釈の幅があります。あるような気が私はしたのですが、それがどのようなものか具体的に、書かれていないのであれば、少なくとも採用後の本人の人となりと言いますか、他の方と同じように、もちろん、任用の制限が設けられるのが正しいのか、間違っているのかは、すぐには結果が出ないことかもしれませんが、少なくとも、その人が仕事に向かう資質や能力、姿勢といったものを公正に評価するべきだし、判断することが任用した者の務めなのかなと思います。以上、本当に自分に都合のいいところの、あちこちの切り貼りの私見にすぎませんが、申し訳ございません。

(委員)

都合のいいことと言われたのは、なかなか面白いですが、要はその役割として積極説を担当されたというのではなくて、要するにご自身の意見がもっと広く積極的にすべきだということですか。

(委員)

はい。積極的にその、例えば、この方を採用されたときに、この人をもっと登用しろとか、任用しろとか、もっといろんな仕事に就けろとか、誰ももちろん言えないことで、少なくとも公正な試験を経て、能力資質があると認められて、採用される訳ですから、少なくとも同じように適正な判断と言いますか、条件が同じようにつけられるのが一般的な感情かなと私は少なくとも思いました。

でも、非常に、これでいろんなことを考えれば考えるほど難しく、そして微妙な問題だなとつくづく思いました。だって、申し訳ないのですが、当然の法理ってことすら、この審議会で教えていただいたような、そんな立場ですので、全く偉そうなことは言えないのですが、ごく普通にこれだけグローバル化が言われている中で、いろいろ制約があるにしても、出来るだけ制約の少ない範囲内でも、もしかしたら、構わないかもしれないですが、生駒市が他に追随するということはないですが、ちゃんと見てあげてほしいなと思いました。

(会長)

他にご意見ありませんか。私の弁護士事務所でも他の弁護士とこの問題で議論してきました。先ほど発表していただいた委員が言われるように、状況は、刻々と変化しているのかもしれませんが。まさに変化している途中なのでしょうね、日本でも。以前は、外国籍の人が公務員になるということは、拒否、日本国籍を持った者しか公務員試験を受けることができないとなっていたのが、それは、どっかでおかしい、能力が同じなのに、国籍だけで拒否するのがいいのかどうかとか、仕事によっては国籍が全く意味をなさない、区別中ではね。そんなのが徐々に反映してきていて、これからどうなっていくのかなと考えたら、僕は経済のグローバル化なんて大反対なので、グローバル化だからこれも国際化しようというのは、議論としては、あまり一般化しない方がいいと僕は思いますが、でも、変わって行くのだらうなというのは思いますね。

生駒市で、私も答申をどういう方向でまとめるかなと思って、強いブレーキをかけるというか、どこでも到達しているレベルの答申にするのか、少しアクセルなり方向性なりを示していくとすれば、それなりの根拠を持って、しかし、これを観念的にやると生き様や思想性の問題でぶつかったりすると、行政の措置として、あまり説得力がなくなるかもしれませんから、その辺を少し地に足をつけつつ、少しアクセルを踏む方向性もあり得るのかなと、この刻々と変化するという言葉に、私は、今日は、これを言おうと思って来たのだと思ってね。

(委員)

私は、前回の審議に参加出来なかったのですが、そのときの状況と、そのとき発表された委員さんの消極説に則った論法を強力に打破できるか、あとは先日の議事録を詳細に勉強していないので分からないのですが、基本的には最高裁の判例があって、もちろんその制約を受けるわけなのですが、国際的な人権規約に対する訴えがあって、日本はそれに承認して、憲法で基本的人権を尊重することを謳っている。そういうことであれば、例えば、地方公務員の採用、任用についても制限を加えるのであれば、極めて限定的にですね、基本的には、その基本的人権を尊重するのだと、国際的な人権規約を尊重するのだと、それから、まして人権教育及び人権啓発の推進に関する法律があって、これが法律としてあるわけです。その精神に則って、制限は限定的に加えられるべきじゃないかと、その最高裁の判例もあるのですが、そこをある意味ぎりぎり守らなければいけないと、抜けられるところは抜けられることをして、やはり基本的には、それに則ったことをしていくということが必要じゃないかなと思います。

それと、まして審議して、市に答申する機会を得た我々はですね、基本的には最高裁の判例を踏まえた、やや硬直的に踏まえてやっていくのであれば、ここで、そんなに議論する必要はないのではないかなと。あるいは、世論が今どうあるかということも考慮しなければならない。そこにある意味引きずられるというか、そこに則ってするというのは、コンサーバテックにやるということになると思います。無難にするということであれば。そこについては、できれば、私は、そうでない方向に与したいと思いますね。

(会長)

まあね、日本国籍を持っている人に試験をやって採用してというのと、別に特別枠ということで、試験もしない、基礎知識も学力も無いような人を採用している自治体なんかも一方でありましてね、採用がみんな厳格に平等にされているかということについても自治体は問題を持っているところがあるんですね。実際、困っているところがあって、ちゃんと計算をしてもらえない職員がいるとか。

だから、ある意味、任用も公正でなければならないのですが、先日の委員の報告は、外国籍を持った人について採用した場合の現実的支障があるかないかの問題ではないかと、所謂、支障がないのに国籍が違うというだけで排除するという議論はね、やはり、立てられないではないかと。その際に、二つの論点ということで、所謂、行政事務というのは地方自治であっても国家の統治権の一部になるという側面は否定できないと、独立国家ではありませんから、法定委任事務というのかな。そういう事務もしているという意味で、そこでの問題はあるかないかと、あともう一つは、住民側の理解というものが、所謂、職員の中に外国籍の方がいる、その外国籍の人が地方自治体の公務を実施することに、どういう感覚、どういう判断を持っているか、この二つが現実的支障ということを考える上での課題かなというふうに紹介されたかなと、私は理解していましたがけれどもね。

一つ目の地方自治が国家の統治権の一部であるということについては、何か論破できますかね。私は、単純に地方自治だから住民自治、所謂、住民の中に外国籍の人がいて、それで地方の自治体があるわけですから、住民の中に外国籍の人がいて、それで地方の自治体というのがあるわけだから、住民自治の職員の中に外国籍の人が入ったって関係ないかなと常々思っていたのですが、それに対するアンチテーゼというか、少し議論をして、きちんと乗り越えて行かなければならないのが、国家の統治権の中で地方自治権が認められている。これがどっかの国みたいに、この生駒市が独立国家でしたら、全く問題外ですが、その統治権の一部だという地方自治の担い手というところでの何か現実的な支障というのは、あるのかなのかという点は、何かどうですか。

今日、発表された委員の報告を踏まえると、どういうことになります。たぶん、あの消極的、まだ全て門戸を開放することには問題があるのではないかというところの一つの議論がね、国家統治権の一部を行使するというか、一部として地方自治が権限が認められているとして、その際に支障はないですかという問題提起になるのかな。

(委員)

まあ、あれでしょうね、利益相反性という考えが当てはまるかどうかという、忠実義務というのがあると思うのですよね、職員には。生駒市の職員になった以上は生駒市ないし、生駒市民に対しての忠実義務みたいなを負っているのだけれども、それが場合によっては、違う外国との関係でその忠実性を発揮する対象が衝突するというのですかね、生駒市の利害と例えば、何らかの国との関係で利害対立というようなものが発生したときに、その職員が本当に生駒市のために働くのだろうか、こういった部分がありえるのでしょうかね。實際上、国の事務かとか、いろいろ言っていますが。

だから、僕は以前、例として、竹島条例でしたか、そういう話もあったと思いますが、今、八重山の方だったら、尖閣諸島の問題だったり、こんなのがいろいろ出て来た時にどうなのだと、こういった部分ですかね。だから、外国人は駄目なのだという議論にするのか、いや、いいのだという議論にするのかという議論と、その辺りかなと思うのですよ、実際上の分かれ道は。それを幅広くとるか、いろんな場所でそういうようなことが発生するのだと考えるのか、それは極めて限定的な場面でしか発生しないと考えるのかが考え方の分かれ道なのかなとは思っています。

(委員)

それは、大いに考えられることだと思うのです。例えば、男女共同参画ということ考えたときに、男女共同参画課の職員の中で、女性の方が多くの方がありがたいというのは、やはり、女性の置かれている環境がよく分かるか分からないというようなことが、暗に前提として、はっきりと議論されないかもしれませんが、そういうことってあると思うのです。外国人と言うだけではなくて、男女の比率というのがいつも問題になるのは、男性職員が多くを占めるころだと、その女性の状況がよく考慮されないで、数を半分半分にしていこうとするは、そこにあると思うので、ただ、議員と違うので議員数の中でウエイトを半分にしていかないといけないというのは、一つの目標としてあります。行政の業務上の窓口で、どれくらいのウエイトを占めるのか、さっき仰ったように竹島の問題じゃないですけども、それを市の窓口で具体的に利害が衝突するようなことがあって、どれくらい具体的に想定できるのか、さきほど仰ったように大したウエイトを占めるものではないものなのか、それとも結構そういうことって発生するよということなのか、市の仕事で具体的なことが、どれくらい発生することなのか、全く見えないので、ちょっと分かり難いです。

(会長)

生駒市の職員に採用されるときに宣誓書というのは、どういう文言なのか。

(関係課職員)

規則で規定されているのですが、所謂、生駒市民に対して宣誓するという形を採っています。ですから、任命権者の市長に対してではなくて、市民に対してという文書になっていると思います。

(会長)

それは、いいですね。それで、中身はどのようなものですか。それでは、後で紹介してください。

自分の所属している国家に忠誠を誓って、国家の利益には絶対反しないという、ものす

ごく絶対的な信頼というか、妄想というのがあるわけですよ。売国奴というのがありますよね。あれは、他国籍の人ではなくて、自国籍の人が国の利益を売るわけですよ。だから、全部同じ国籍の人がしているからと言って、国の運命を誤らせないかといって、そういうことはないですよ。でたらめな運営だってあり得る。だから、難しいね。

(委員)

それと、地方自治というのも国の統治権の一部なのだから、それはそれで、その通りでございませぬということですが、地方自治については、憲法趣旨に則って、住民自治の精神に基づいて、それを必要であれば法律で定める、あるいは、それを運用するというふうになっていると思うのです。国の統治権の一部であっても、国が、あるいは法律が明確にこうなさいと定めていなければ、やはり国の統治権の一部だと認めつつも、やはり、地方自治体が、その実情に応じて運用してくるということは、許されるのではないか。国の統治権であるというところを強く言えば、国の基本方針に則って、言われたようにすることに近くなると思うのですが、そうではない考え方もあり得るわけですから、必要であれば、明確に法で定められるべきことでしょうし、ですから、統治権の一部だと認めるということは、今回のことについて、強く制限的に作用してくるということには、必ずしも受け止められないのではないかと思うのです。いいのでしょうかね、そういう考え方で。

(会長)

昔の機関委任事務、今の法定受託事務は、住民登録とか戸籍の係とか、所謂、市民の窓口とかは受託事務でしょ。

(事務局)

住民票は、固有事務ですが、戸籍は法定受託事務です。

(会長)

だから、あの何か事務の内容によって、こんな市民に密着してる部分というのを、国の仕事として受け取っているというような場面もあったり、大変権限を持っているという場面と受託事務と必ずしも対応しないみたいなのですよ。

(委員)

それで、割っていますか。今、一概に国の統治の中であるとは、すべての担当部課がそうではないということであれば、国の統治権がかかっているところには異動できない。除外する。

(会長)

ところが、今やっているところは、言ったように戸籍の事務は国籍の違う人には見られたくないと思うかどうか分かりませんが、逆に言えば市民生活上、物凄い密接的な窓口だから、事務も操作できるものじゃなくて、申し出があれば機械的にそれを記載するという事務だから、外国籍の人を排除する理由にはならないだろうと思う。

(委員)

ある意味、法定受託事務は枠組みが定まっているから、きちっと法令通達を理解して当てはめる能力が高ければ処理ができる。逆に、例えば、沖縄県がワシントンに事務所を作っているのは全然、法定受託事務にはならないですよ。沖縄県が勝手にしていることであって、それに関して自由にされると統治権の行使との関係で摩擦があるのだという考え方もできるかなあと。

だから、その分け方だと、たぶんないだろうというところがあるのですよ。

(会長)

今、宣誓書が配布されましたが、職員に採用された人は、こういうふうに市民に向けて宣誓するようですね。

(事務局)

公布が昭和27年1月23日ということになっていますから、たぶん条例準則があつて、それに基づいて日本全国、こういう形になっていると思うので変わらないと思います。全然、改正がなされてないですから。

(委員)

かえって、言いがかりをつけるとすると、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重しということでは足りると思いますし、主権が国民に存することを認める、なおかつ、人権尊重も認める、国際平和も認める、要するに日本国憲法を尊重しというふうに括るんだったら、三大原則を入れるか、若しくは、何もなくても日本国憲法を尊重するということが足りるのではないかと。

(事務局)

たぶん、昭和27年時点だったら、これがベースになっていたと思います。

(会長)

日本国憲法が昭和22年制定ですね。

(委員)

昭和22年5月に施行です。

(会長)

施行ですか。だって、占領軍があつたから。

(委員)

日本国憲法そのものは、昭和22年5月3日でしょ。

(会長)

占領の下にレッドパージなんていうのは、超法規的な命令でしたものね。だから、憲法の効力は至らなかった。憲法が事実上、効力を持ったのは昭和27年でしたかね。それは、ちょっと不正確ですが。

(事務局)

サンフランシスコ講和条約が締結されて、独立したのですからね。それ以前は占領下です。

(会長)

先ほど委員が言われたように、なかなか、これはよく考慮した宣誓書だね。いろんなことが起こり得るであろうことを想定している。

(委員)

国家公務員の宣誓書なんて凄く簡単ですよ。こんな余分なものは一切付いていないですよ。日本国憲法を尊重します。以上。それだけです。他に何も付いていないです。一行ですよ、本当に、国家公務員の宣誓書は、僕、宣誓したことがありますから。名古屋大学のとくに。

(会長)

司法修習生に、このような宣誓書はなかったですか。

(委員)

覚えがないですね。したかもしれないですね。いや、した記憶がない。

(会長)

これも、ひとつ参考にしましょう。もうひとつ、今日意見発表していただいた委員の提起は、国際的な基準との関係で公務に就く権利をどう見ると、これは一般的には職業選択の自由、所謂、就職する人の権利を雇用者側が区別してはならないということだと思いますが。公務との関係でこれらの規定をどう見るかという指摘がありました。

(委員)

外国との関係で言うと相互主義という考え方があるでしょ。例えば、日本人が韓国に行って釜山市に就職したいと、どのくらい就職できるのかと。だって、歴史的な流れもあるから、簡単には言えないですが。相互主義で、何で日本だけ一方的に認めなきゃいけないのだと、おかしいじゃないか、相手が認めたら、こちらも認めてあげたら、それでいいじゃないかと、こういう議論もあり得ないかなと。

(委員)

それは、あり得ると思います。ずっと、それが気になっていました。

だから、もし、フリーでも何でもOKと生駒がしたときに、反論が来るとしたら、それは、言ってくるだろうなと思います。市民の反発として考えられます。

(会長)

想像するに厳しいだろうね。戦争状態の国であるということも含めて厳しいだろうね。

(委員)

でも、反論としては、能力主義なのだと、能力のある人が働いてくれる以上、みんなにとってプラスだから採用するのだと。こういうふうな反論ですよ、反論としては。それで、能力のない人を採用するのだったら、能力のある人を採用した方が、市民全体のためになるじゃないかと、こういうふうな反論になるのでしょうか。想定される問答は。

(委員)

それは、反論としては有効かどうかは非常に難しいところですね。

(委員)

だから、価値観が違うのですよね。

(会長)

もう、切り替えるのだと。最高裁の少数意見ですね。滝井意見。

(委員)

滝井さんは、極めて能力主義ですね。

(会長)

他の委員の方、どうですか。

(委員)

採用されたのはどういう形ですか、採用されたら、どれだけの問題になるのかも関わらず、生駒市が国籍条項を外されたのは、どういうことですかと初めて聞いた時に、それは、生駒市が欲しい能力を持った人で、採用したら、たまたま外国籍の方だったという答えを、そのとき頂いたと思います。それが、ずっとあるのですが、そしたら今、委員の方が、仰ったように、そういう能力があって、それを生駒市の職員として、活かしていくことが生駒市民のためになるということが、まず前提にあるとするならば、確かに最高裁の判例云々とか法令に基づきということは、確かに基本的に、どこかから突っ込まれたときの反論としては、それは必要であると思うのですが、感情的になり過ぎてはいけませんが、本当に今の生駒市民が、反論があるだろうというのは当然だろうと。でも、気持の部分が、私自身が凄く動き過ぎているのかも分からないですが、全体を見回した時にそういう部分も、国際的と言われていた部分を考えても、一体どういうことが具体的に指標になっていくのかとか、先ほど会長が言われたように生駒市として、これはこういう仕事ですと聞かないと、という部分が凄くあるのです。だから、どういう形で、どういう方向性になるかというのは、ちょっと、まだ、はっきりと、これが正しいとは分かりません。生駒市の採用されたことに基づいた仕事の内容というのを聞かしていただきたいと思いますね。

(会長)

今、仰ったことで思い出したのは、フランスの死刑制度廃止は、ミッテラン大統領が、国民のアンケートなどを無視して、公式廃止にしたのですね。それまでの死刑制度存否などと言っていたら、やはり70%が賛成、それを死刑は止めると決断したら、アンケートの結果が逆転して死刑なくていい、もちろん死刑措置論はゼロになったわけではない。

だから、これも、おかしいじゃないかとか、そんなものは厭だという反発は、ゼロではなくなるでしょうけど、今、どうですかと言って、無方針で聞いて、変に勘ぐったり、想いばかり煽ったら、アンケート結果というのは、消極的になるかもしれない。生駒市は、こうしますと、いろんな問題は、職務として公開しますというようなことを、もしか言ったら、どこに支障があるのと逆になっていくのかもしれない。それを思い出しました。

(委員)

私は、決してブレーキを掛けようとは全然思っていません。これまで、男女共同参画で進めてきたら、一遍にクラッシュが来て、結局、後退しているところもあります。その場合、やはり、上手にと言いますか、慎重さがないと。ジェンダーフリーという言葉を使っているのは、けしからんということで、ある本は出回らなくなりました。勢いに乗ってしまって、正論でいけば、もちろん、フリーにするのが一番正論なのですが、反って反対勢力を煽ってしまうというようなことにはなってはいけませんので、一定、反論ということ想定して、もっときちんと答えるようにしておく必要があるかなと思います。私は、ネガティブなことを言いたくないと思いつつも、これまで、いろいろな経験があるので、箕面市でも、結局、男女共同参画基本条例が出来ていませんし、いろんな動きを見て来たので、慎重にした方がいいかなと思っていますだけです。

(会長)

今日、意見発表していただいた報告と前回の委員の報告について、大方、ご了解いただいたということで、次にいきましょうか。

それでは、現時点で、生駒市の職員の職務分掌と言いますか、特に権限がどういうふうに分けられて、その根拠が法令によるのか、委任によるのかというふうなところが、我々が見たいところで、その辺の紹介をしてもらえますか。今、配布されている生駒市の外国人職員における任用についてというのは、これは誰のものでしたか。これは、前回の委員の分ですか。

(事務局)

【生駒市の状況について説明】

(会長)

全体の職員が874名ということですが、()内の再任用職員を入れて計算しても全体の職員数にはなりません。技能職を除いていますと書かれていますが、技能職が結構多いということですか。

(事務局)

一般行政職というのは、先ほど申しましたように、市長部局の職員のことになると思います。

(会長)

そうですね、分かりました。

(事務局)

上の表の消防とか特別行政部門などは入っていません。

(会長)

分かりました。

(事務局)

この表は、ただ単純な分布というか、これくらいの割合の職員がいるということですね。管理職がいるという。あと、以下、下の研修はあまり関係ないと思いますが、次のページには、給与関係とその額を国と市と比較したものを載せています。これは、基本的には、外国人採用であろうと、なかろうと比準としては同じということです。

あと、資料18では、今年、平成23年の採用予定としては、来年の4月1日に採用するものなのですが、一応事務職から始まりまして、技術職、土木、建築、保育士、幼稚園、それから保健師のあとに消防職という形にしています。消防のみ、この中の※印、日本国籍を有する人という規定になっています。

(委員)

ちょっと、この職員数のところで、平成22年が874名ですね。それで、この一般職に属する者で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含みとなっていますが、派遣職員を含むというのは、どういうことなのですか。受け入れるということではなく、派遣しているということですか。

(事務局)

そういうこともあります。

(委員)

生駒市から他に派遣している人を含むと、臨時職員、非常勤職員は除いていますと、今、実際、生駒市で働いている一般職員の他に、どういう身分の人がいますか。

(事務局)

臨時職員です。

(委員)

臨時職。

(事務局)

臨時職といっても、いろいろありまして、言い方は嘱託と言っていましても、結局、臨時職ですね。それが、日勤なのか月勤なのか、週何回とか、月何回とか、若干勤務形態が違う形ですね。1日8時間勤められる方もおられれば、3時間という方もおられる。

(委員)

派遣で受け入れている人はいないのですか。

(事務局)

部分的には、よくするのは、教育委員会に指導主事というのを置くのですが、指導主事は本来、奈良県職員なのです。それを一時的に市に異動させるという、それで、市事務局に異動させるには県職員のままでは異動させることはできないので、市の方に出向という形ですかね、籍が県職から市職に一時的に変わる。そういう形で、市教委の方に指導主事を配置するという場合もある。

(委員)

結局的には、派遣社員を受け入れることはある。

(事務局)

一般的には、あまりないです。こちらからの派遣も、受け入れる派遣もあまりないです。

(委員)

およそ、何人くらい臨時職員はいるのですか。正規雇用でない人というのは、把握できないですか。2、300人もっといますか。

(事務局)

ちょっと分かりません。幼稚園、保育所を入れますと、今、言われた人数を超えるか
しれません。

(委員)

三分の一くらいですか。

(委員)

臨時職員は、圧倒的に女性が多いのでしょうか。

(事務局)

そうですね。

(委員)

産休とかで休まれているときだけとかという形ですか。

(事務局)

産休は、原則入らない。産休から、大概、育児休暇を取っていきますから。

(会長)

資料13の事務専決規定について、もう少し説明してもらえますか。専決は、あらかじめ認められた範囲内で、自らの判断に基づき市長の名のもとに常時市長に代わって決裁すること。代決とは、決裁責任者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で一時その決裁責任者に代わって決裁すること。不在とは、出張、病気その他の理由により決裁責任者が決裁できない状態にあること。

(事務局)

例えば、全部を見ていくと大変なのですが、私ども市民部の関係で、課税課の担当の関係を見た場合、第13条で市民部長の専決規定というのがあります。市民部長が専決できる事項という形で、(1)から(5)まであります。この中で、市税の滞納処分のうち、差押え及び換価に関する事という形に規定されていること、それを受けて、その下の課長は、第28条において、課税課長の専決事項というのがありますが、課税課長が専決できる事項は、次のとおりとなっております。 (1)から(8)まであります。

(1)の市税に関する諸申告及び諸届の処理に関する事というのは、公権力の行使というより、ただの市民税の申告とか、証明書の発行だとか、そういうところだと思います。

(2)は納税通知書の発行に関する事。これも課長で決裁することができる。納税通知書に関する事だったら、課長決裁でいいということです。それ以上、決裁取らなくてもいいよということです。(1)でしたら、諸証明に関する事は、課長決裁でいいよということです。

(3)の課税資料の調査及び検査に関する事というのは、あまりないのですが、税務署に調査に行くとかという形になってくると思います。それも、課長決裁でいいよということです。

(4)の公示送達及びこれに伴う納期の変更に関する事。これは、納付書が届かないような人に、法的に納付書を出しましたよという告示をすることです。それは、課長決裁でいいですよということです。

あと、(5)の市税の更正及び決定に関する事。これは、当初課税が誤っていたりしたら、それを更生するには課長決裁でよいということです。

それと、(6)の軽自動車等の標識の交付及び無効標識の押収に関する事。これは、軽自動車税を取っていますので、そのナンバープレートを交付したりする。これについても、課長決裁でいいですよということです。

(7)は、土地及び家屋の異動通知の受理に関する事。これは、所謂、法務局の方で

所有権移転とか、地積更正とか、分筆、合筆された場合、その通知が来るのですが、それに対する決裁のこと。

(8) は、固定資産税の価格の通知に関することということで、本来、縦覧という制度に基づいて通知をするのですが、それ以外で、評価額が変わった場合とか市長名で、後で通知をするような制度があるのですが、それも課長決裁でいいということです。というような形になってくると、ほとんど見る形になると、全部照合していかなくてはならない。

税の賦課に関することは、課税課長で決裁が終わってしまうと、それ以上の部長であり、副市長であり、市長まで行くようなケースはないと。だから、課長権限では、例えばですが、税の賦課については、全部出来てしまうということ、その税の賦課自体が、所謂、公権力の行使に該当すると、一部分であれ、あるとなってくると課税課長には就けない。そういうふうな判断になる。それでは課長になれないから、川崎市のような考え方で、ラインの課長であれば、その課長になれないと、でも、スタッフ課長という名目で課税課長というのを作ったら、その課長に就くことができるというようにしたのは、そういうような意味合いがあるのかなと思います。

ただ、課税課長に限定して言えば、市税の申告とかは公権力の行使にはならないよとか、納税書の通知もただ発行しているだけだったら、公権力の行使にはならないよとか、決裁割にしていくことが妥当かどうかは別にして、賦課が入っているということは、それが公権力の行使だということになってくれば、課税課長には就けないということになる。それを、ひとつひとつ検証していくということは、ちょっと、難しいのかなという気がします。

(会長)

例えば、課税課長と課税課課長という二つに分けて、この権限は持たない課長というのがありますか。給料は課長級で渡すが、所謂、職員ですというものでしょうか。

(事務局)

よくあるのは、主幹として置かれているのは、課長職なのですが、課長権限のないポストみたいのもあるのですが、そういう場合は、権限があるのは課長であって、主幹は、課長補佐と課長の間のような感じになる。主幹で決裁が行くことはなくて、必ず課長まで決裁が行く。その間に、中間に印を押すということになる。仕事としては、されていると思うのです。主幹だけ外して仕事をするということは、あまりないと思うのです。決済権限をどこまで持たせるかということなのです。

ある意味、補佐というのは、原則的には決裁権限がないので、必ず課長まで決裁が行きますので、補佐というのは管理職であっても、中途半端な管理職ということになるのですが、決裁権限のない管理職という位置づけになる。

(委員)

例えば、課税事務だったら、自分の土地に対して課税はしないのですか。してもいいのですか。

(事務局)

例えば、市長が自分の印鑑証明を取りたいと思ったときに、これは市長が証明することはできないので、別に職務代理の形で権限を委譲して出すのですが、それ以外の場合は、特に恐らく賦課の場合は、市長が市内に土地を持っておられた場合、市長の名前で賦課決定が行くと思いますね。

(委員)

例えば、課長とか何でもいいのですが、自分の子供の児童手当とか、そういうのを出すという判断を、そういう自分の件に関しては、自分でしてもいいのですか。

(事務局)

恐らく、今、駄目という規定がないので出していると思いますね。

(委員)

例えば、僕も会の役員をしているから、決裁というのをしているのですが、自分の事務所のは、私は一切、決裁しないのですよ。利益相反だと言って、全部、他の役員に回して、僕は決裁しないのです。そういうやり方をしているのかなという、ちょっと分からなかったから、聞いたのですよ。だって、ちょっと安くなっているけれど、まあいいか、自分の家だしとかね。まあ、ないとは思いますが。

(事務局)

課長も私も市外の間人ですので、それはあり得ないですが、今、言われたように起こり得るとは思っています。ただ、内容的に恣意的な部分が入り過ぎる内容ではないので。

(委員)

例えば、課税だったらまだしも、減免だったら、結構、裁量が出てくるでしょう。

(事務局)

ただ、その裁量については、かなり、最近、厳しくなっていますので、機械的にする減免はちょっと別にしたら、基本的には上まで行かないと減免にはならない。

(委員)

私が考えているのは、結局、個別案件ごとに事案の性格を踏まえて、この件は決裁しないと、こういうやり方が今の時点でもされているのかなと、そこなのです。要は、外国人の案件が来た時に、外国人課長がいて、これは自分と同じ国籍の人だから自分は決裁できないと、こういうふうな言い方をした時に、どのくらい行政事務の中で停滞というのかな、そういうのが発生するのかなと、若しくは、今まで課長は、このようなものはしてなかったから、これは部長まで回したらいいじゃないかと、こんなやり方をしている事実があるのかなと、そういうことを知りたいのです。

(事務局)

例とすれば、恐らくないと思うのです。今、言われたように出来ると思うのです。自分の家を自分で課税するという権限を持っている人が、たまたま市内に物件を持っていたとしたらね。

ただ、減免ができるかということについては、デリケートな問題があると思います。専決規定というのは、今、課長が言ったみたいに市長に代わって決裁をするということですので、誰の名前で決裁かということ市長の名前なのです。課税課長の名前でするわけがないので、結果的に責任はどこに行くかとなったら、市長に行くので、事実的には置いておかしていただいて、理論的には、その辺のところはカバーできているかなと思います。

今の時代、部下がやってきて、これはこう直せよと言うことは、基本的には出来ないもので、課長権限だとか、部長権限でするのは常識的にはあり得ない。

(委員)

あり得ないと思うのです。

だから、私も別に、帰って決裁していますが、身内に対してははっきり言って厳しいから、私の事務所の人たちは、私が決裁しない方がいいと思っています。それはさておき、公正らしさというがあるので、自分のしたものは、決裁はしないと、こういうやり方をしておられるのかなと思ひまして。

(委員)

それでしたら、外国籍の人でも、言ってみたら同じ条件ということになってしまいますよね。例えば、生駒市に住んでおられる職員の方というのは多いですよ。ですから、そ

うということがあり得る。ですから、たまたま自分も生駒市の住民であり、職員である。それで自分が決断する、決裁下すという場合があるじゃないかとなってきた場合、外国籍で、これは駄目、これはいいという区別の時に結局は同じ条件じゃないのかなと思うのですが。

(事務局)

結局、個別のものを判断するには、細部に亘って、細かく決められていますので、それに則って、マニュアルとはいかなくても、そういう形でできると思うのです。

基本的に、元になるマニュアル作りとか、元になる条例作りとか規則作りとかという辺りで、政策的にそれをまとめていくのは、基本的には課長レベルで作っていくので、そういうときの影響ですね。

(委員)

例えば、今の話じゃないですが、課長が一人で何かを全部決めてしまうということは、具体的に、生駒市の場合、例えば、条例を出す場合にしろ、結局、市長の名前が出るわけじゃないですか。そこへ行くまでに、スタッフの方とか役職のない方が、いろいろ資料を集めたりして順番に上がって行って、最後に市長さんの印があって出るという形じゃないですか。だから、いろんなチェックをお互いに入るのであれば、どこでどうして、何故駄目なのかという、先ほどの話じゃないですが、法令がどうのこうじゃなくて、関連的にそこが分からないですが、どうして、駄目なのか。

(事務局)

具体的に、そんなにあるわけではないので、それは分からないですが、懸念される部分として言われるとしたら、その段階で、例えば、条例でも規則でも、一つの言葉を変えるだけで、後の適用は行政体がする訳ですから、あとは議会が通ったとして、実際のこれの運用については、載せられますよと、一つそういうようなのをに入れておけば、そういうような運用ができてしまうという可能性はありますね。

それもあるかと思うので、悪い言い方ですが、すり抜けてしまう、こういう意図があったのにとこういうにね。

賦課に関しては、法令では結構、決まっていることは決まっているのです。

しかし、すべての業務が法律等で決まっているかと言えば、そうと言えない部分もあるので、それを包括的に見た時に、どう考えるかということです。

(委員)

市民部長の専決事項に、滞納処分の差押え、換価というのがあるでしょ。これね、今日するか、明日するか、来月するかというのは、結構、裁量によりますね。そういう判断は、行政当局に与えられていると思うのですよね。これは、俺の物件だから、一ヶ月待ってとか。これは、もっとシビアな言い方をすれば、外国人が所有する物件だったらどうするのだとかね、こういったこともありえるのですよ。きっと、シビアな部分も出てくる可能性があると思うのですよ。この辺をどう考えるのかなとかね、ここら辺かなと思っているのですよ。

(事務局)

今、申し上げたように、決まっていない部分を、それが裁量となってくると、どこに落とすかというのは、本来、ある程度、本来の物差しと言うか考え方があっての話なのですが、それというのは、必ず法的に裏付けされていることとは言えない部分もあるのかなと思います。状況判断するとき。そうなると、それが裁量だと言われると、裁量じゃないよというところを否定できなくなるという部分もあるので、難しいなというところですよ。裁量権を無くしてしまえば、こんなページ数では絶対にすまないですよ。

(委員)

各法令が滞納を察知したら三ヶ月以内に何月何日の何曜日にしなければならないとかね。

(事務局)

関することと書いてあること自体が、アバウトなのですよ。書き方が。これの中に入るかどうかの判断も難しいのです。入れるか入れないかという問題もありますが、入れたとしたら、その判断はというのは、書いてないのですよね。課長に任せます、部長に任せますというところですから、そこら辺というのが、ちょっと曖昧かなと思うのです。

(委員)

一つ具体的なことでお聞きしたいのですが、固定資産税の価格の通知に関することは課税課長の専決事項で、これは固定資産税の価格の決定を含むわけですか。

(事務局)

その前に、賦課が決定になりますので、価格決定については賦課も含まれますね。

(委員)

決定も含むわけですか。

(事務局)

ただし、評価委員会というのがあって、実際に固定資産の評価を決めるというのは、ちょっとややこしいかもしれません。評価委員というのを別に市で作るのですよ。市長がなると、市長が評価を決めて賦課していたら駄目だろうということで、副市長がなったり、昔で言うと収入役がなったりという形で、三役の一人が別建てにして評価員にして、体系的には課税課長がまとめたものを、前に説明して、それで締めくくっていくという形になるので、どこの市町村でも課税課長が勝手に税金を決めているかということ、そうではないのです。

(委員)

固定資産税の価格の決定というのは、微妙な問題なので、そういう仕組みを設けているのですね。

(事務局)

具体的に言うと、土地の場合は路線価格という形で、順番に路線価を決めていきますので、それから、幅員を決めたり、敷地の個別要素を勘案して評価を決定していきますので、あまり個人的な意見がなかなか入り難いという形になります。路線ですから、その近くのところが急に高くなっていたり、安くなっていたりしたら、おかしいだろうとかね。

(会長)

あり得ないだろうということではなくて、大和郡山市で、私ではないのですが、知り合いの弁護士がした件で、郡山城の敷地内というか、民有地が、べらぼうに安かった、おかしいというのが裁判になったケースがありました。

(事務局)

確かに、仰られるように、間違いがないということはありません。

(会長)

それは、国籍に関わらずあるということ。

(事務局)

状況が変わらないのに、高いだとか安いだとかになると、こちらが間違っている可能性もあるかもしれませんね。以前、委員さんが、仰られたように、課長権限を結構持っているように見れば、持っている部分もあるのです、逆に言うと。

課長権限で、ある程度、行政が進んでいるということがありますので。それだからと言

って、それも法律で縛りがあってという見方もあるし、だけれども、100%縛られているかと言ったら、そういうこともないので、難しいところがあると思います。

(会長)

裁量の幅があるのは、裁量が悪用されるというような懸念もないではないですが、裁量というのは、行政のある意味、具体的な統制とか迅速さとか、硬直しない行政という意味で一定の積極的意味を持つわけですよ。そういう裁量が外国籍ということで公正さを失われるからという議論もあるが、それは、どうなのだという議論もあるのでしょね。どう、そこを説得するかというのがね。

裁判所は、公正らしさ論って、公正であるかどうかよりも、らしさなのだと、だから、夜、飲み屋に行ったら駄目なのだとかね、物凄く、意味を縮めてしまって、裁判官の日常生活を縛ってしまって、反って、それが日本の裁判所の非市民性というのを作ってしまったのがありますね。難しいですね。今日の議論は、そろそろ打ち切らせていただきます。この資料は、大変、貴重なので、もっと我々も熟読して、次回にも質問をさせていただいて、理解を深めましょう。

(事務局)

出来ましたら、次回も質問事項がありましたら、事前に連絡をいただきたいと思います。あと、配布させていただいている議事録は次回までに確認していただくことと、前回の分は、今日、修正等の申出がなければ、会長と協議して決めさせていただきますので、よろしく願います。次回は11月28日、月曜日ということになっております。

(会長)

そしたら、次回に今日の議論を再度続けるということにします。それと、私、ちょっと、学識経験者として入っていただいている委員と事前協議をしながら、この答申の骨というか、少し骨格みたいなものを作れば、議論に供したいと思いますので、ちょっと考えてみまじょうか。それでは、本日は、これで閉会させていただきます。